

中小企業者 10万円  
個人事業者等 5万円

# 東松山市事業者活動支援金

申請受付中です

新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格の高騰や為替変動など、激しく変化する社会経済情勢に対応しながら事業を継続している市内事業者の事業活動を支援します。

給付金額 1事業者につき中小企業者 **10万円**・個人事業者等 **5万円**

申請期間 令和4年7月20日(水)～10月31日(月)

対象 中小企業者及び個人事業者等で、それぞれ以下の項目に該当するもの

## 中小企業者

- ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で東松山市内に本店又は主たる事業所を有すること。
- ・令和3年12月31日までに事業を開始し、今後も事業を継続する意思があること。

## 個人事業者等

- ・市内、市外を問わず事業を行っている個人事業者(フリーランス含む)であって、令和4年6月1日時点において、東松山市内に住所を有していること。
- ・令和3年12月31日までに事業を開始し、今後も事業を継続する意思があること。

## 申請方法

### 電子申請による申込み(推奨)

市HPから申請専用サイトにアクセスし、申請してください。



市HP

### 申請手順

#### ステップ1

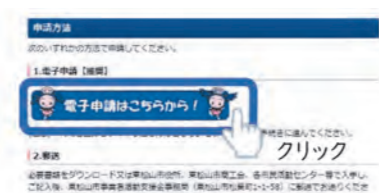
東松山市のホームページにアクセスし、「事業者活動支援金」画像をクリック



クリック

#### ステップ2

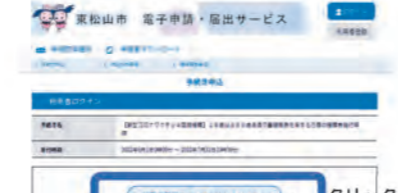
「事業者活動支援金」のページから、「電子申請はこちらから!」をクリック



クリック

#### ステップ3

「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリック



クリック

### 郵送による申込み

必要事項を記入後、支援金事務局(商工観光課内)に郵送してください。必要書類は、商工観光課、各市民活動センター、市商工会などにあります。また市HPからダウンロードできます。

※郵送による申請の場合、申請書の処理に時間を要するため、入金まで1か月半程度の期間を要する場合があります。なお、郵送料は申請者の負担となります。

## 提出書類

◆中小企業者	◆個人事業者等
①申請書兼請求書(電子申請の場合はWEB入力)	①申請書兼請求書(電子申請の場合はWEB入力)
②直近の法人事業概況説明書(両面)の写し(税務署の受付印があるもの。e-Taxの場合は受信通知も提出すること。)	②令和3年分の確定申告書類 前年確定申告書第一表の写し(税務署の受付印があるもの。e-Taxの場合は受信通知も提出すること。)
③履歴事項全部証明書の写し(3か月以内発行のもの)	③事業所の所在地及び事業内容を記載した書類(開業届、営業許可証、店舗パンフレット等の写し)
④振込先金融機関を確認できる書類(申請者名義の通帳の写し等)	④振込先金融機関を確認する書類(申請者名義の通帳の写し等)
	⑤本人確認書類(申請者の氏名・住所・生年月日が確認できるもの) 運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証※いずれかの写し ※健康保険証の住所が手書きの場合のみ住民票の写しもあわせて提出

商工観光課(事業者活動支援金事務局) ☎21-1427 ☎23-7700

## 新型コロナウイルス感染症に関する情報

7月15日現在の内容です。内容について変更する場合があります。

## 新型コロナワクチン接種のお知らせ

### 1 新型コロナワクチン接種の実施期間

新型コロナワクチン接種(初回(1・2回目)、3回目及び4回目接種)の実施期間は、令和4年9月30日(金)までとされています。接種を希望する人は、早めの接種をご検討ください。

### 2 4回目接種

新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、対象となる人は、4回目接種を無料で受けられます。

#### ■対象者

医療従事者及び高齢者施設従事者等(以下「医療従事者等」という)が、新たに4回目接種の対象になることが国から発表されました。4回目接種の対象者で接種を希望する人は、接種券発行申請が必要となる場合がありますので、次の表をご確認ください。

対象者	接種券発行申請要否
60歳以上の人	申請不要※3回目接種後に転入した人は、申請が必要です。
18歳以上60歳未満の人で基礎疾患を有する人や重症化リスクが高いと医師が認める人(以下「基礎疾患を有する人等」という) ※4回目接種の対象となる基礎疾患を有する人等については、市HPをご確認ください。	次のいずれかに該当する場合を除き、申請が必要です。 1.初回接種(1・2回目接種)時に基礎疾患を有するとして、接種券の優先発送を受けた人 2.精神障害者保健福祉手帳を所持している又は自立支援医療で「重度かつ継続」に該当する人 3.療育手帳を所持している人
医療従事者等	申請が必要です。

#### ■接種券発行申請方法

4回目接種の対象者で接種券発行申請が必要な人は、次の方法で申請できます。接種を希望する人は、令和4年8月31日(水)までに申請してください。

※申請時に3回目接種時の接種券番号及び3回目接種日が必要です。不明な場合は、申請時に申し出てください。

電子申請する	電話で申請する	窓口で申請する
東松山市電子申請サービスで申請する。 ※申請にはメールアドレスが必要です。 ※最初の画面で「利用者登録せずに申し込む方はこちら」を選択してください。	東松山市新型コロナワクチン接種コールセンターに電話する。 <b>☎0120-558-053</b> 受付：午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を含む) お掛け間違いが多くなっています。番号をよくお確かめの上お掛けください。 ※通話料は発生しません。	保健センターに来所する。 所在地：材木町2-36 受付：平日午前8時30分～午後5時 ※接種記録が分かるもの(予防接種済証等)を持参してください。

#### ■予約方法

接種券が届き次第、次のいずれかの方法で予約できます。予約の際は、お手元に接種券をご用意ください。  
※65歳以上の高齢者(昭和33年4月1日以前に生まれた人)は、市で接種日時・会場を指定した「新型コロナワクチン4回目接種予約指定票」を接種券に同封して発送するため、予約不要です(キャンセルや変更をする場合は、必ず東松山市新型コロナワクチン接種コールセンター(☎0120-558-053)にご連絡ください)。

インターネットで予約する	電話で予約する	窓口で予約する
接種予約サイトにアクセスする。 ※1・2回目及び3回目の予約で使用したマイページは引き続き利用できます。 ※パスワードを忘れた又はログインできない人は、コールセンターにご連絡ください。	東松山市新型コロナワクチン接種コールセンターに電話する。 <b>☎0120-558-053</b> 受付：午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を含む) お掛け間違いが多くなっています。番号をよくお確かめの上お掛けください。 ※通話料は発生しません。	保健センターに来所する。 所在地：材木町2-36 受付：平日午前8時30分～午後5時 ※接種券を持参してください。

### 3 初回接種(1・2回目接種)及び3回目接種

初回接種を希望する人は、保健センター(☎24-3921)に電話するか直接お越しください。3回目接種を希望する人は、接種券に同封の案内チラシをご確認ください。

※接種券を紛失した場合は、保健センターに「接種券発行申請書(新型コロナウイルス感染症)」を提出してください。

#### ■ワクチンに関するお問合せ

健康推進課 ☎24-3921 ☎22-7435